



建国記念の日

奉祝 第六十二回伊勢神宮式年遷宮

奉祝「建国記念の日」

○「建国記念の日」奉祝中央式典

2月11日は「建国記念の日」である。戦前は「紀元節」と称した。『広辞苑』によると「紀元とは歴史上で年を数え



題字揮毫・故 瀬島龍三氏

第 28 号

公益財団法人 大東亜戦争全戦没者慰霊団体協議会

〒102-0073 千代田区九段北3-1-1 靖国神社遊就館内・地階

電話 03 (6380) 8943
FAX 03 (6380) 8952

<http://homepage2nifty.com/ireikyoku>

振替口座 00140-6-334930

編集人 飯田正能

発行人 岩田司朗

印刷所 ヨシダ印刷株式会社

目次

奉祝「建国記念の日」	1
(大東亜戦争全戦没者合同慰霊祭のご案内)	(1)
靖国神社新宮司の発令	6
「大東亜戦争」という	8
戦争の正式名称について	10
硫黄島戦没者遺骨帰還平成24年度	12
第4回特別派遣に参加して(1)	13
同(2)	15
事務局からの報告等	16
協議会参加各団体の	
平成25年度慰霊行事予定	

る際の基準、又は基準となる最初の年をいう。現在世界的には、キリスト誕生の年を元年とする(紀元前四年に誕生ともいう)西暦が使われているが、回教徒は西暦六二二年のヘジラ(マホメット聖遷)を回教紀元元年とし、また日本では明治五年(一八七二)、神武天皇即位の年を西暦前六六〇年と定めて、これを皇紀元年と呼んだが、今は普通用いない」とあり、また、紀元節は「四太節の一。明治五年(一八七二)、神武天皇即位の日を設定して祝日としたもので、二月一日。敗戦後廃されたが、昭和四年「建国記念の日」という名で復活した」とある。

「国民の祝日に関する法律」(昭和二三年七月二〇日法律第一七八号)第二条「祝日の内容」第三号には、建国記念の日は政令で定める日(二月十一日)とあり、この日は「建国をしのび、国を愛する心を養う」と定められてい

大東亜戦争全戦没者合同慰霊祭のご案内

当協議会は、当協議会参加諸団体と共に、平成25年度の「大東亜戦争全戦没者合同慰霊祭」を左記のとおり執り行います。

記

一 時期 平成25年7月6日(土)

二 場所 靖国神社

三次 第 ① 式典・昇殿参拝 12時

② 直会 13時30分 靖国会館

四 参加費 ① 式典・昇殿参拝(玉串料) 2000円

② 直会 5000円

皆様お誘い合わせの上、多数ご参加くださいますようお願い申し上げます。会員の皆様には、本誌同封の払込取扱票による参加費ご納入をもって、ご参加申込みに替えさせていただきます。

会員以外の方は、当協議会事務局までお問い合わせください。

〒102-0073 千代田区九段北3-1-1

靖国神社遊就館内・地階

(公財)大東亜戦争全戦没者慰霊団体協議会事務局

電話 03-6380-8943

FAX 03-6380-8952

Eメール bcfk05197@nifty.com

る。同号は、昭和四一年六月二五日法律第八六号により改正されたものであり、その附則第二項で、改正後の第二条に規定する建国記念の日となる日を定める政令は、この法律の公布の日から起算して六月以内に制定するものとする」とされ、それは、昭和四一年政令第三七六号により「建国記念の日は、二月十一日とする」と定められたのである。また、それに先立ち、改正法律附則第三項では、「内閣総理大臣は、改正後の第二条に規定する建国記念の日となる日を定める政令の制定の立案をしようとするときは、建国記念日審議会に諮問し、その答申を尊重しななければならない。」とあり、同審議会の答申に基づき、民主的な手続を経て定められたものである。当時その制定に当たっては、社会党や共産党などから日本国憲法が施行された五月三日こそ建国記念日にふさわしいなどと主張されたが、当時の世論調査でも紀元節の復活を望む国民は、実に九割にのぼったという。

その紀元節に関し、我が国最古の正史である「日本書紀」には、初代神武天皇が橿原宮で即位された日を「辛酉年の春正月の庚辰の朔に天皇、橿原宮に即位す。是歳を天皇の元年とす」と記している。これを明治時代になつ

て太陽暦に換算して算定されたのが、二月十一日という日付けである。そもそも国の成り立ちにおいて、正確にその日を特定できるのは、アメリカ合衆国のように歴史の浅い国に限られるのであって、日本のように、歴史が古く、しかも自らにして国家が形成されたような国で、その日を科学的に特定することは不可能に近い。我が国においては、最古の正史である日本書紀の記述によつて建国の日を定め、苦難と栄光に満ちた建国の偉業を偲び、肇国以来今日まで、連綿と百二十五代、絶えることなく天皇を中心に栄えてきた、世界に比類のない我が国体と我が国の歴史、文化、伝統に思いをいたし、これが継承、発展を祈念すること、これが建国記念日の意義があると考えるのである。ところが、こともあろうに、この「神武建国」「天皇陛下万歳」に異議を唱える政府後援の国民式典と「神武建国」「天皇陛下万歳」を守ろうとする民間主催の「奉祝中央式典」とが長年別個に開催されてきた。そして、政府後援の国民式典の方は、平成19年から取り止めとなったままである。

民間団体「日本の建国を祝う会」(会長大原康男、國學院大学教授)主催による「建国記念の日」奉祝中央式典は、今年も2月11日13時から渋谷公会堂

(昨年までは明治神宮會館)において、来賓の国会議員、30数箇国の外交団を始め一般参列者千数百名が参集して盛大に開催された。若者や女性の参加も多く熱気に溢れていた。

式典は開会の辞に始まり、小田村四郎特別顧問(前会長・元拓殖大学総長)の先導により橿原神宮を遙拝し、国歌斉唱の後、主催者挨拶で大原会長は、昨年12月の衆議院総選挙により、3年3カ月に及んだ民主党政権が退陣し、自民党を中心とする新たな政権が誕生した。安倍内閣は、まず、経済政策の一大転換を図り、憲法改正を始め、外交・安全保障・教育など国家の根本に関わる諸問題に精力的に着手しつつあるが、この「建国記念の日」こそ、国家成立の根本であつて、国を挙げて奉祝すべきであり、政府主催による奉祝行事の実施を強く求めるものである。併せて、2月22日の「竹島の日」、4月28日の「主権回復の日」の制定を求めるとある。本日、皇紀二千六百七十三年の建国記念の日を迎えて、我々日本人は神武創業のいにしえを偲び、建国の理想と精神に立ち返り、皇室を中心に仰ぐ日本の国体と伝統に対する誇りと自信を喚起しなければならぬ。恰も今年、伊勢の、第62回神宮式年遷宮の年に当たり、世界に類を

見ない我が国の歴史と伝統文化を継承し、発展させていかなければならぬ、と力強く決意を述べた。

来賓祝辞では、下村博文衆議院議員(文部科学大臣)は、本日は衆議院議員として出席させてもらったが、この「建国記念の日」の奉祝行事を、できるだけ早い機会に、政府主催として実施するよう努力することを誓うとともに、東日本大震災の被災地への天皇、皇后両陛下の御訪問ほど被災者に感動と勇気を与えたものはなかった。皇室と国民との関係は、世界に類を見ない日本ならではの美しい伝統である。我が国は過去幾度か国難に遭遇したが、その都度、皇室を中心として国民が一致団結して国難を克服してきた。先人の努力と知恵を見習って当面する国難を乗り越え、再生・復興を果たすことを誓った。

同じく来賓代表として、自由民主党の高市早苗政務調査会長は、これまで毎年郷里の奈良県橿原神宮での「建国記念祭」に参列していたが、今年、自民党が「日本を取り戻す」ことを政権公約に掲げて3年半振りに政権の座についた。日本の再生・復興という大きな責任を感じるとともに全力で取り組む決意である。昨年2月、天皇陛下には、心臓手術後間もなく御療養中の



伊勢大神楽

御身にも拘わらず、東日本大震災1周年の追悼式に皇后陛下と共に御参列を賜った。遺族・被災者・被災地住民に寄せられる大御心にどれほど感動し、勇気付けられたか知れない。皇室と国民との関係は世界に類を見ない美しい伝統である。日本の歴史、伝統、数々の優れた文化は、先人達の偉大な努力によって守られてきたものである。その根本にある「建国記念の日」を国を挙げて奉祝する政府主催の行事とすべく、実現に努力するとともに、更に4月28日の「主権回復の日」の制定にも

努力し、美しく強い日本の再生に全力を尽くすことを誓った。また、駐日各国外交団を代表して、ウクライナ共和国ミコラ・クリニチ駐日大使は「日本は世界で最も信頼できる友好国である。日本は世界最古の歴史と伝統文化を有するのみならず、IT産業や先端技術の面でも世界のトップに立つ優れた国であり、核兵器なしに世界をリードしている唯一の国である。世界の中の偉大な国、日本の建国記念の日をお祝いするとともに、我々は日本の真の友人となることを誇りに思う」との祝辞を述べた。

更に、安倍自民党総裁のメッセージや猪瀬東京都知事らの祝電が披露された後、政府主催の「建国記念の日」奉祝行事の実施等を求める決議が採択され、全員起立して「紀元節」の奉祝歌を斉唱し、三好達日本会議会長の音頭で高らかに天皇陛下万歳を三唱して第一部の式典を終えた。

第二部は、第62回神宮式年遷宮に因み、奉祝神楽「伊勢大神楽」が、伊勢大神楽講社の皆さんにより熱演され、参列者一同を魅了し、喝采を博した。「伊勢大神楽」は、剣の舞、四方の舞、扇の舞、水の曲、神来舞、魁曲の六曲からなり、もともとは獅子舞をしながら檀那場各戸に伊勢神宮（現在は伊勢大神楽講社）の神札を配布してま

わる人々のことで、彼らの行う芸能の総称でもあり、国の重要無形文化財にも指定されている伝統芸能で、1月1日から12月中旬頃まで各地の檀回先を巡歴し、各家のお祓いと神楽の奉納を行っている。大夫らは各戸で竈祓いを行う際に獅子舞を舞うが、それ以外にも特定村落の鎮守社境内などで総舞と呼ばれる芸能も披露する、ということである。静かな笛の音、力強い太鼓の響きと共に舞う神々しい舞もあれば、ユーモラスな仕草を交えての舞や美しく、しっとりとした舞、伊勢音頭に合

○「建国記念の日」に思う

この日、原宿から参宮橋周辺は、朝から若者達を中心に熱気に沸き返っていた。午前中、表参道周辺において行われた恒例の10大学（國學院大学・国士館大学・駒澤大学・専修大学・大東文化大学・拓殖大学・千葉商科大学・帝京大学・明治学院大学・立正大学）の各吹奏楽部による奉祝パレードと、首都圏各地から集まった10数台の神輿や大太鼓の列は、勇ましい掛け声を上げながら練り歩いていた。取り分け、福島の相馬から参加の「復興みこし」に対しては盛んな声援が送られていた。この日は、明治神宮を中心とする、建国を祝う祭りの日として定着したよう

る。戦前私どもの子供のころは、この日を「紀元節」と称し、年間の五節句と同様、大変めでたい国の誕生日として祝われた。因みに五節句とは、人日（じんじつ正月七日）、上巳（じょうし三月三日）、端午（たんご五月五日）、七夕（しちせき七月七日）、重陽（ちようよう九月九日）をいい、季節の節目のお祭りの日でもあった。「紀元節」は祝祭日ではあるが、休日ではなかった。子供達は、その日登

校して式典に参列し、君が代と「紀元節の歌」を斉唱し、校長先生の講話を拝聴した後、紅白の饅頭を頂いて帰ったものである。建国記念の日奉祝中央式典では、毎年戦前同様、君が代と共に懐かしい紀元節の歌を斉唱している。また、嬉しいことに紅白の饅頭まで頂ける。誠に懐かしくも有り難いことである。今年の「建国記念の日」は、立春を過ぎてもお寒気厳しい中、東京では珍しく温暖な天候で、我が国の誕生日に相応しい日本晴れに恵まれた。



明治神宮拝殿前広場の十大学吹奏楽団



日の丸御輿



日の丸御輿



復興御輿



大太鼓

拝殿前広場に進み、次々に吹奏楽の奉祝演奏や「神輿振り」、太鼓演奏などを奉納して、建国の日を祝った。すっかり有名になった「日の丸神輿」も、この日、ここでお目に掛かることはできないが、我が国の誕生を祝うに相応しい姿である。こういった祝祭日としての行事が全国に広まるようお願いしたいものである。

ところで、戦後の歴史学において、神武天皇をはじめとする初期の諸天皇は、実在しなかったとする説が盛んである。その代表的なものが津田左右吉氏などの古代史観であり、それは「不合理な記述を含むものは信じられず、歴史を構成する資料としては、認めるべきではない」という立場に立っている

この考え方を極端に押し進めると、不合理な記述を含む我が国最古の史書である『古事記』や『日本書紀』も、歴史を構成する資料ではなく、ましてやその中に含まれる神話なるものは壮大なホラ話であるということになる。日本の神話のみならず、ギリシャ神話や旧約聖書などもすべてホラ話ということになる。しかし、その中には重大な史実の核があることを見逃してはならない。記紀に書かれた神話の世界、それに続く我が国の創生期の伝承は、そのまま実証できない部分はあるが、我々の先祖の精神を形成した伝承として、貴重な文献と言わなければならぬ。まして、その中に書かれて

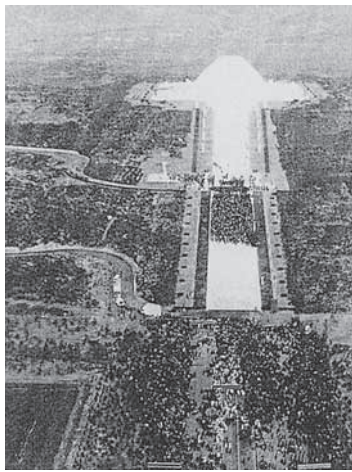
いる帝記（皇室の婚姻関係等系図的な

記事）の所伝は、厳格に伝承されてきた古伝であって、後世の七世紀あたり大総長を務められた西洋史の林健太郎教授も「津田史学及びそれを受け継いだ今日の学者たちが、神武天皇の存在やそれ以後の代々の天皇の存在を否定することは、このような伝承の持つ真实性に背を向けた態度であると言わねばならないであろう。神武天皇について記紀が記す個々の物語が事実でないことは言うまでもないが、『東征』という一つの民族移動が行われ、一人の優れた指導者の力によって大和国家の基礎が築かれたという大きな歴史的事実は到底否定すべくもない」と述べて

おられる。

とつても憂慮すべき事態となつている。故名越二荒之助先生も、その遺著とも言える『史実が語る日本の魂』の中で「韓国に造成された高天原故地」と題する注目すべき記事を書いておられる。その概要を紹介すると、日本と韓国・北朝鮮の建国神話にはある程度共通するところもあるようである。朝鮮半島には、古来「檀君神話」が伝えられている。「檀君」とは天帝（桓因）の子（桓雄）のことで、今から約5千年前（韓国では西暦紀元前2333年とされる）、「天符印三個」（日本で言えば「三種の神器」）を持ち、3千人の部下を率いて白頭山（中国と北朝鮮との国境を走る長白山脈の最高峰で、標高2744メートル。朝鮮民族発祥の

地）に降りてきたとされる。この神話は、日本と韓国・北朝鮮の建国神話にはある程度共通するところもあるようである。朝鮮半島には、古来「檀君神話」が伝えられている。「檀君」とは天帝（桓因）の子（桓雄）のことで、今から約5千年前（韓国では西暦紀元前2333年とされる）、「天符印三個」（日本で言えば「三種の神器」）を持ち、3千人の部下を率いて白頭山（中国と北朝鮮との国境を走る長白山脈の最高峰で、標高2744メートル。朝鮮民族発祥の



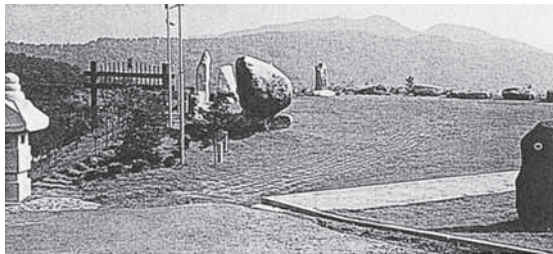
檀君陵に参拝する群衆

聖地とされている。)に天降った(13世紀に僧一念がまとめた史書『三国遺事』による)とされ、北朝鮮では、この民族の聖地白頭山を革命の聖地にもしており、日本統治時代、金日成が抗日ゲリラの拠点とし、その山麓に秘密兵営を造っていたとして、8箇所はその営舎が再現され、金正日が生まれたという丸太小屋まで造られて、「聖地巡礼コース」に組み込まれている(金日成らの抗日ゲリラの拠点というのは架空のものであり、当時抗日ゲリラは満洲で戦う力を失い、昭和15年頃からソ連に亡命し、ハバロフスクの北70キロにあるピアク村で、2万人規模の特別旅団を編成して訓練中であり、金日成はその一大隊長、階級はソ連軍の大尉であった。また、金日成の妻・金正淑は、1942年(昭和17年)2月16日に金正日を生んだが、難産で苦し

み、医者にもかからず、ワリーアという老婆が取り上げたと言われている。しかし、ワリーアは獣医として働いたことはあったが、産婆の免状は持っていなかったということである。更に北朝鮮では現在、平壤郊外に壮大な「檀君陵」を建造しているが、1993年(平成5年)に檀君夫妻の



韓国にある「檀君聖殿」(右)とその内部(左)



高天原広場。向いの山には加耶王陵が連なる

骨が発見されたということで、電子常磁性共鳴法による年代測定の結果、5011年前の骨と判明し、金日成の指示により、遺骨を納める陵が創建され、翌年除幕式が行われた。15万坪に及ぶ広大なもので、除幕式には、南の韓国の、檀君教の信徒達も多数参加したということである。

そもそも檀君を始祖とする信仰は、南の韓国の方が根強いとも言える。韓国の教育基本法が記す教育の目的は、「弘益人間」の養成である。「弘

骨が発見されたというので、電子常磁性共鳴法による年代測定の結果、5011年前の骨と判明し、金日成の指示により、遺骨を納める陵が創建され、翌年除幕式が行われた。15万坪に及ぶ広大なもので、除幕式には、南の韓国の、檀君教の信徒達も多数参加したということである。



「高天原居住神之系譜」の碑



高天原公園の中央に建つ「高天原故地」の標識碑

かように、檀君紀元は、西暦よりも2333年古く、今年(平成25年)が4346年ということになる。彼らは半万年の歴史を誇り、神武紀元の倍の古さだと自慢する。しかし『古事記』が書かれたのは、712年、『日本書紀』が書かれたのは720年である。それに対して、韓国の『三国遺事』は500年後の13世紀初頭にまとめられた。『三国遺事』には、3千人の部下を率い、「天符印三個」を持って白頭山に天降ったことになっているが、その三個とは何と何であり、今どこにあるのか、一切不明である。それに対して、記紀の記述は、詳細であり、天孫邇邇藝命(天津彦火瓊瓊杵尊)は三種の神器(鏡と玉と剣)を持って高天原から高千穂の峯に天降った。この三種の神器は、天皇の地位を現すしとなり、鏡は伊勢神宮の御神体、剣は熱田神宮の御神体として、玉は宮中賢所にそれぞれ奉斎され、今も信仰の対象となっている。一方、彼の檀君王朝は、

靖國神社新宮司の発令

靖國神社第10代宮司京極高晴氏は、靖國神社社憲に基づき宮司定年の規定により、平成25年1月18日、満75歳を

47代、千五百年で断絶したことになっている(これも実証性・記録性に乏しい)が、日本の天皇朝は、高天原の天照大神から受け継がれた血統と三種の神器が、現在にまで続いている。これは世界における唯一、例のない国と評価されている。ところが、終戦の翌年3月、GHQの要請で来日したアメリカの教育使節団が、日本の教育内容を調べて「客観的歴史と神話を分離させること、神話は外国の神話と共に文学として保存すること」を指導したため、以来、日本は自国の建国神話を教えず、それに代わるものとして、中国の古代史である『魏志倭人伝』の邪馬台国・卑弥呼を教え、考古学の研究成果ばかりが強調されるようになり、記紀に書かれた神話を教えないものだから、高天原も天孫降臨も高千穂の峯も知らず、天照大神や神武天皇のような国家形成の主役となった伝承も知らない人が多くなってしまった。

靖國神社第10代宮司京極高晴氏は、靖國神社社憲に基づき宮司定年の規定により、平成25年1月18日、満75歳を

以来3年7カ月間、宮司の重責を担っ

年1月、韓国の慶尚北道高靈邑に、広さ5万坪の「高天原故地」が造成された。多くの韓国人は常に日本人の優位に立ちたいという意識を持っているようだ。日本人の国民意識から高天原が失せてしまった間隙を縫うように、韓国は高天原を造成してしまった。その造成の指導者加耶大学校長・李慶熙博士(経済学)は、記紀の都合のよい所をつなぎ合わせて高天原を高靈邑にあつたと主張してやまない。現地には、「高天原居住神之系譜」という碑が建っている。その碑によれば、高天原に住んでいた神々は、すべて韓国人である。その中から日本に天降った神々は、よく分かるように、枠で囲んでいる。更に注目させられるのは、李総長作の「高天原」と題する巨大な詩碑が造られており、ハンゲルと日本語が刻まれ、「われわれの祖先は、遠くアルタイの地からこの地に移り住み、加耶の国々を創建し、さらに海を渡って今日の日本を築いた」という趣旨の

て日夜英霊の奉慰顕彰のため御尽力を賜った。その間、宮司としての祭祀奉仕に心血を注がれるとともに靖國神社御創立百四十年記念事業や東日本大震災に伴う修復工事、神門放火事件等の

処理、対策等に当たられるなど誠心誠

意その重責を全うされた。当協議会の事業にも種々御理解御尽力を賜った。心から厚く御礼申し上げます。



退任の辞



この度、良き後任を得て「靖國神社
宮司及び権宮司の定年に関する規定」
に基づき、満七十五歳を以て靖國神社
第十代宮司を定年退職することになり
ました。

平成二十一年六月の宮司就任時に
は、既に靖國神社御創立百四十年記念
事業が着々と進められており、就任
草々の六月二十九日には靖國神社御創
立記念日祭、さらに秋季例大祭期間中
の同年十月十九日と二十日には靖國神
社御創立百四十年記念大祭を御奉仕す
る光栄に浴しました。

もとより祭祀奉仕は宮司の責務であ
り、就任以来三年七ヶ月、誠心誠意御
奉仕して参りましたが、この間大過な
く祭祀の厳修を果たすことができまし
たことは、何より御神霊の御加護と崇
敬者各位のお力添えの賜物と深く感謝
致しております。

在任中の事で特筆すべきは、平成
二十三年三月十一日の東日本大震災の

ことでありましょう。被災者の皆様に
は改めて衷心よりお見舞いを申し上げ
る次第です。この震災で当神社の御社
殿等には大きな被害はありませんでし
たが、参道両脇にある大燈籠の傘の一
部に崩落が発生して、その修復には一
年余を要しました。また、この年はみ
たま祭の電源確保対策、真夏の節電対
策、年末の神門放火事件等様々なこと
が重なり苦慮しましたが、職員一丸と
なつての対応により恒例の諸行事を例
年通り執り行うことができましたこと
は、感慨深く思い出されます。

また、この大震災による九段会館の
閉鎖は、極めて残念な事態でありまし
た。その後も関係各位の御尽力によ
り日本遺族会との連携が、従前通り保
たれているとの近況には安堵致してお
ります。

さて、私の任期、平成二十一年六月
から同二十五年一月に至るまでを別の
角度から眺めて見ますと、その大部分
の期間は、民主党の政権下にあつて、
閣僚の靖國神社参拝さえ為されないこ
ともありました。昨年末、自民党政権
が誕生し、第二次安倍内閣が発足しま
したが、これを機に国家のために尊い
一命を捧げられた数多の英霊に対し、

国民を代表して敬意と感謝を捧げると
いう万国普遍の儀礼を以て、日本再生

に向けた確かな一歩を踏み出して戴き
たいものと存じます。

御遺族、戦友また崇敬者の皆様に
は、今後とも英霊の奉慰顕彰に倍旧の
御理解と御高配を戴きますことを切に
お願い申し上げます、退任にあつての御
挨拶と致します。

平成二十五年一月十八日

京 極 高 晴

（靖國神社社報『靖國』平成25年2月
1日発行・第691号より）

徳川康久新宮司は、昭和23年6月13
日のお生まれ。昭和46年3月学習院大
学法学部法学科卒業、同年6月フイ
リップス石油株式会社入社、以来平
成10年3月同社退社までの間、化学品
部長兼石油ガス部長等の要職を務めら
れた。在職中の平成8年4月、國學院
大学文学部Ⅱ部（夜間）神道学科に入
学、同12年3月卒業、神社本庁神職階
位「明階」を取得された。退職後は、
徳川將軍家の祖、家康公を祀る芝東照
宮に奉職、平成16年12月の故高松宮宣
仁親王妃喜久子殿下の御葬儀におい
て、司祭副長を務められた。

なお、御祖父の誠氏は、元貴族院議
員で、江戸幕府第15代將軍徳川慶喜公
の九男。御父上の脩氏は、大東亜戦争
に従軍し、終戦時は海軍主計大尉、元
日本銀行調査役を務められた。
また、伯父上の徳川胤海軍少佐は、
海軍兵学校第65期出身で、昭和18年ソ
ロモン諸島方面で戦死され、靖國神社
の御祭神として祀られている。

就任挨拶

去る一月十九日に靖國神社第十一代
宮司を拝命いたしました。もとより浅
学非才、神職経験も乏しい私ではあり
ますが、この上は御祭神の御加護のも
と、英霊祭祀の厳修に誠心誠意尽くし
て参る覚悟です。

さて、京極高晴前宮司の後任の打診
をいただきました時、私はいくつかの
事に思いを巡らさざるを得ませんでし
た。まずは私が昭和二十三年生まれで
あり、先の大戦さえ経験していないと
いうことです。軍籍にいらした方々、
御遺族の皆様の高齢化は充分に承知し
ておりますが、戦後生まれの私が靖國
神社宮司に就任するのは余りに時期尚
早ではないのかという戸惑いです。

二つ目は、靖國神社創建の起源とも
なった戊辰戦争についてです。鳥羽伏
見の戦いの三年半前、禁門の変という
京都市中の動乱にあつて、蛤御門で身



られるところとなりました。そうした由縁もあり、賊軍兵士として戦死した幕臣や諸藩の兵士にも思いを寄せることとなったのです。

そしてもう一つ、それは靖國神社に祀られている伯父、徳川熙命のことであります。伯父が在籍した海軍兵学校六十五期のクラス会が年に一度行ってきた靖國神社参拝には、父の亡き後、私が遺族として参列して参りました。また、亡父も帝国海軍士官として

を挺して朝廷と御所を守ったのは私の曾祖父でした。しかし、慶應四年の鳥羽伏見の戦い以降、戊辰戦争の終了まで、幕府軍は所謂賊軍という名を着せ

海防艦に乗っていた関係で、これまで春秋の例大祭やみたままつりに参列する機会を得るなど、私にとって靖國神

社はとても身近なお社でありました。とは言うものの、果たして私に靖國神社宮司の重責を担ってゆくことができるのか、その不安が尽きることはありませんでした。しかし、私が国の為に英霊となられた方々の祭祀を確実に後世へと守り伝えて行く、日本民族に課せられた長い道程のわずか一瞬でも、私が何らかのお役に立てるのであればと考え、この大役をお引き受けいたしました次第です。

御承知の通り、靖國神社は明治天皇の思召しにより創建された神社であり、皇室や国家と極めて関わりの深い

お社です。「靖國」の社名に込められた神社創建の理念を体しつつ、これから先も末永く英霊が安らかにお鎮まりいただけるよう、関係各位のお力添えを賜りながら、英霊の奉慰顕彰に精励して参る所存です。ここに重ねて皆様の御支援、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。 宮司 徳川 康久

(靖國神社社報『靖國』平成25年3月1日発行・第692号より)

軍人墓地について考える

理事長 柚木 文夫

はじめに

前号で海外所在戦没者慰霊碑の状況を紹介したところ、国内各地に所在する軍人墓地についても忘れずに心に留めてほしいとのご意見をいただいた。

軍人墓地については、公益財団法人 借行社を始め、当協議会ゆかりの慰霊諸団体が、全国各地において、それぞれ熱心に、その保護に取り組んでおられるところであり、そのご芳志に深甚の敬意を表するものであるが、ともあれ、当協議会が把握している全般状況

についてご紹介申し上げ、今後のご参考に供したい。

軍人墓地とは

軍人墓地(陸軍墓地・海軍墓地)は、日清・日露戦争以来の各戦役・事変における戦死者等を合葬したもので、陸軍は、陸軍大臣の認可により国内の各衛戍地ごとに、海軍は、海軍大臣の認可により各鎮守府ごとに、1〜数箇所設けられていた。

手許の「陸軍墓地規則」(昭和16年7月改正分)によれば、合葬は、戦役又は事変に際しての戦死者又は戦傷若しくは疾病による死亡者の遺骨又は遺髪に分骨又は分髪を合葬(遺族から願

出あるときは、分骨又は分髪することなく合葬、或いは遺爪若しくは遺品を合葬)するものであり、墓地は陸軍省の管轄となっていた。

しかし、終戦とともに旧陸海軍に關わる規則は、GHQの指示により全て廃止され、昭和20年12月には、陸海軍省も廃止されてしまった。そのため、陸海軍省所有の土地及び施設は、国有財産法の規定に基づき、全て行政財産から国の一般財産となつて大蔵省に移管された。それを受けて大蔵省は、昭和21年6月、各地方長官(現在の都道府県知事)宛に、次の内容の事務次官通達を發出し、地方自治体に無償貸付

等の処置をした。言葉は悪いが、処置に窮して地方に丸投げし、後は地方に任せる、といった感じの苦し紛れの作文とも見て取れる。

① 旧軍用墓地は、都道府県又は地元市町村に無償貸付又は譲渡するものとする。

無償貸付等の相手方については、財務局長は、地方長官並びに復員庁現地機関と密接に連絡の上、その意見を徴してこれを決定することとし、地方の意向を充分尊重すること。

② 旧軍用墓地の維持管理及び祭祀は、地方の実情に応じ、都道府県又

は当該地方長官の承認を受け、「市町村、宗教団体、遺族会等」において行うものとする。

維持管理及び祭祀の担当者については、地方長官は、財務局長並びに復員庁現地機関と密接に連絡の上、決定すること。

経費は、維持管理及び祭祀を担当するものが負担するものとする。

③ 旧軍用墓地に余積があつて他に利用し得るときは、一般墓地その他の公共の用途に充てることは差し支えないが、その際、軍用墓地の尊厳を侵さないよう利用者に徹底せしめること。

当時、大蔵省から地方公共団体に無償貸付又は譲渡された軍人墓地は、陸軍墓地75箇所、海軍墓地7箇所計82箇所とのことである（昭和37年の厚生省調査の部内資料による）

その後の維持管理の状況については、当協議会としては、断片的に伝手を通じて状況を把握しているに過ぎないが、都道府県・市町村等によつてきちんと維持管理され、毎年の慰霊祭が盛大に行われているところも多いが、中には荒廃して草茫茫となり、見るに見かねた地元隊友会などが自主奉仕で草刈り清掃作業をやっているとの情報も時折耳にする。地方・地元が、郷土

出身戦没者の慰霊に取り組まれていることは大変に意義深いことであるが、そういった民間の善意に甘えて手を貸さうとしない国の姿勢には疑問を感じざるを得ない。

戦没者の方々は皆、国の命令で戦地に赴き、国のために戦い、尊い命を捧げられた方々である。たとえ管理を地方に任せたとはいえ、国がその維持運営を指導監督し、必要な経費も付けることこそ、国のために散つて逝かれた英霊に報いる、せめてもの国の務めではないだろうか。

福岡陸軍墓地の例

福岡市・谷陸軍墓地は、日清戦役、日露戦役、青島及び西比利亜戦役、満洲及び上海事変、支那事変並びに大東亜戦争戦没者の合葬陸軍墓地として、地元の方々の熱心な奉仕にも支えられ、終戦まで見事な佇いを見せていた。しかし、終戦後墓地は県に無償貸

付されたが、戦後の反戦、厭戦気分もあつてか、一時はすっかり荒廃し、墓碑銘の銅板や広場の照明灯の電線まで盗まれるという状態であつた。管理の不行き届きを改善するため、所管を県から市に移管してほしいとの地元の運動が実り、昭和44年、無償貸付先が福岡県から福岡市に移管され、清掃管理を地元委託されてからは、地元町内

会等の努力により、次第に復旧されるようになった。ところが、平成17年3月の福岡県西方沖地震により、墓地は甚大な被害を受けた。ほとんどの石碑にずれが生じ、倒壊が懸念された。戦

後初めて開扉された石碑の内部は、浸水、柵板落下、骨壺破損、散乱などの悲惨な状況を呈していた。国有・墓地の被害復旧は、国又は地方自治体の責務と考えて交渉したが、一向に対応の気配もなく、遂に福岡県郷友連盟を始めとする関係民間諸団体が立ち上がり、墓地修復実行委員会を結成し、広く関係有志、一般市民に協力を呼び掛けた（同委員会は後日、NPO法人として県の認証を受けることになる）。

その結果、多くの民間の個人・団体・企業の支援、募金（1100万円）等の協力が実り、墓碑等は立派に修復され、平成20年12月、修復落成式が行われ、福岡陸軍墓地修復は一区切りを迎えた。

実行委員長菅原道之氏（陸士57期）

以下の熱意と行動力に深甚の敬意を表し、福岡陸軍墓地に祀られる御英霊の御霊安かれと祈るものである。しかし御霊安かれと祈るものである。しかし振り返つて、これは果たして民間がやる仕事だろうか、改めて疑念を抱くものである。軍人墓地に祀られる御英霊は皆、国のために戦い、尊い生命を

捧げられた方々である。その墓地を管理し、御霊を祀るのは、国が掌るべき仕事ではなからうか。

たまたま福岡の例を引いたが、その他の全国の軍人墓地の多くが、偕行会や隊友会などの有志による無償奉仕によつて支えられている。これを美談で済ますことなく、改めてこの国の戦没者慰霊の在り方を考え直す切掛として、本紙面を借り、問題提起をするものである。

軍人墓地を所管する省庁の不在

先に、昭和21年に軍人墓地が地方自治体等に無償貸付けされた経緯を述べた。したがつて、これらの軍人墓地は現在、財務省理財局の所管であると考えられるが、理財局担当者の言によれば、「理財局は、全国に数千箇所ある国有地を預かつてはいるが、そのうちのどの国有地が軍人墓地なのか、正確に把握していない。また、地方自治体に無償貸付又は譲渡した物件ならば、土地及びその上に建てられた建造物の維持管理は、当該地方自治体の責任と考える」とのことである。確かに、陸海軍省が解体されてしまつて管轄が宙に浮いた国有地を一時的に預かっているだけの財務省に、軍人墓地の管理を要求することには無理があるうし、現在の財務省にその組織・機能があると

も思えない。

一方、厚生労働省はどうか。昭和20年に陸海軍省が解体された後、遺族援護行政を担当してきたのは厚生労働省である。「厚生労働省設置法」によれば、「厚生労働省の任務」として「・・・

引揚援護、戦傷病者、戦没者遺族、未帰還者留守家族等の援護及び旧陸海軍の残務の整理」が掲げられており、全国戦没者追悼式の開催、海外戦没者の遺骨の収集、慰霊巡拝等の事業、旧陸海軍関係の死亡者の遺骨・遺留品の処理等の事務も、その任務の範疇で行われている。担当者の言によれば、「我々

「大東亜戦争」という戦争の正式名称について

常務理事 岩田 司朗

はじめに

本稿は、当協議会の設立に当たり、法人名称を検討するに際し、その論拠として活用した「原 四郎著『大東亜戦争開戦概史』（昭和48年10月刊）」中の標題の論文の一部を紹介するものである。

なお、著者の原 四郎氏は、戦史叢書『大本営陸軍部大東亜戦争開戦経緯』全5巻の執筆者でもある。

がお世話するのは、大東亜戦争（日中戦争を含む）の戦没者・戦傷病者及びその遺族の援護であって、日清・日露戦争の戦没者を埋葬している軍人墓地は、我々の管轄外と認識している」とのことである。

また、防衛省関係者との対話の中でも「我々の先輩の陸海軍戦没者の慰霊の問題は、心情的にはお手伝いしたいと思うが、現在の防衛省・自衛隊の任務・事務所掌の範疇では、防衛省が軍人墓地問題を所管することは無理」との至極もつともなコメントを聞く。結局、この国には、明治以降の戦没

また、同論文の理解に役立つと思われる記述を他の文献等から引用し、注記を試みた。

○マッカーサー総司令部の使用禁止命令

歴史の原点は、先ず、正しい名称を把握するにある。昭和16年（1941年）12月8日、開戦された戦争の名称は、もとより「大東亜戦争」という。昭和48年（1973年）5月27日に発行された防衛研修所戦史室の戦史叢書の標題に「大東亜戦争開戦経緯」と、初めて大東亜戦争という名称が表紙に使われた。何故に戦後、太平洋戦争などという俗称が好んで使われ、大東亜

者の慰霊を所掌する省庁がどこにもないことを改めて認識させられた。

安倍総理が「日本再生」を唱えている。GHQによって滅多切りされた明治以来の日本の歴史と伝統を再認識するための第一歩でもある、軍人墓地の維持管理の問題提起を発端として、我が国の戦没者慰霊の在り方を見直すもろの声が沸き上がることを期待したい。

更に思う。海外主要列国の例を見るに、多くの国々で戦没者慰霊の行事・事業を、国防省・陸海軍省が所掌している状況を目にする。我が国では戦後

戦争という正しい名称の使用が回避されてきたのであるうか。

昭和20年（1945年）12月、GHQから発せられた指令に「公文書において、大東亜戦争、八紘一字、乃至その他の用語にして、日本国として、その意味の聯想が、国家神道、軍国主義、過激なる国家主義と切り離し得ざるものは、之を使用することを禁止する。而してかかる用語の即刻停止を命ずる」という一項目があった。

このようなGHQの指令に接した場合、日本国政府は「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件」すなわち勅令第五四二号により、必要な命

の長い期間、厚生労働省がその掌に当たってきたが、遺族援護の範疇での戦没者慰霊事業には限界もあるう。いずれの日にか、我が国においても、防衛省・自衛隊が、明治以来の戦没者の慰霊顕彰事業を担任して、主役の任を果たしてもらえ日があることを期待したい。

令を発するのを常とした。しかし、このときは、同年12月20日文部次官通達（官総第二七〇号）により、右GHQの指令を文部省管轄の機関、学校、団体等に伝達しただけであった。従って講話独立に伴い、右指令は当然無効、消滅した筈である。

仮に右文部次官通達の外に、勅令第五四二号に基づく何らかの措置が執られたとしても、講和独立に伴い、昭和27年（1952年）4月11日法律第八一号は、「（一）勅令第五四二号は廃止する。（二）勅令第五四二号に基づく命令は別に法律で廃止又は存続に関する措置がなされない場合においては

この法律施行の日から起算して百八十日に限り法律としての効力を有する」旨を定めたのである。そのとき我々は「今後情勢ノ推移ニ伴ヒ生起スルコトアルベキ戦争」とは、差し当たり予定の対蘭戦争を指し、万一に余儀なくさ

止したり、大東亜戦争という呼称に読み替えたり、又は改めたりしなければならぬということを知らぬ。恩給法関係では現に大東亜戦争という名称が使われており、昭和30年(1955年)12月内閣発行の『内閣七十年史』には、堂々と大東亜戦争という名称が使われているのである。いまだにその使用を避けるのは、イデオロギーによるものの外、以上の経緯に対する無理解に起因するものであろう。

さてGHQは何故大東亜戦争という名称を禁止したのであるか。それは端的に言う、大東亜戦争をもって大東亜新秩序を建設する戦争と誤解したからであろう。【注記】

○大東亜戦争の戦争目的
然らば大東亜戦争の戦争目的如何と
いうに、関係者に若干の思想の混乱不
統一があるが、筆者をして言わしめれ
ば、正しくは「自存自衛」の一事にあっ
たと思う。昭和19年(1940年)9
月6日の御前会議で、「対米英戦争を
辞せざる決意」が採択されてから、陸
海軍の戦争指導事務当局は上司の意を
体して、「対米英蘭戦争指導要綱」の
策定及びその廟議決定に努めたのであ
るが、その要綱第一項には「対米英蘭
戦争の目的は帝国の自存自衛を全うす
るに在り」と明記されていたのである。
また、宣戦の詔書案の基礎となるべ
き「開戦名目骨子案」なるものが、大本
営政府連絡会議で、11月中旬数次に亘
り討議され、それが宣戦詔書第一次案
に衣替えされて同月27日の連絡会議に
上程されたのであるが、その「開戦名目
骨子案」の最終案は次のとおりである。

○大東亜戦争の戦争目的
然らば大東亜戦争の戦争目的如何と
いうに、関係者に若干の思想の混乱不
統一があるが、筆者をして言わしめれ
ば、正しくは「自存自衛」の一事にあっ
たと思う。昭和19年(1940年)9
月6日の御前会議で、「対米英戦争を
辞せざる決意」が採択されてから、陸
海軍の戦争指導事務当局は上司の意を
体して、「対米英蘭戦争指導要綱」の
策定及びその廟議決定に努めたのであ
るが、その要綱第一項には「対米英蘭
戦争の目的は帝国の自存自衛を全うす
るに在り」と明記されていたのである。
また、宣戦の詔書案の基礎となるべ
き「開戦名目骨子案」なるものが、大本
営政府連絡会議で、11月中旬数次に亘
り討議され、それが宣戦詔書第一次案
に衣替えされて同月27日の連絡会議に
上程されたのであるが、その「開戦名目
骨子案」の最終案は次のとおりである。

1 略
2 (前略)特に支那事変が勃発する
や米英は啻に帝国の事変解決に直接
妨害を加え来たるのみならず、
益々陽に重慶政権援助の作を強化し
て之を使喚し、陰に重慶を支配して
極東制覇の野望を積極化し来り、剩
へ今や諸国を誘ひて帝国に対する武
備を増強し、又直接経済断交等の措

置を取り実質上の戦争行為を敢てし、
帝国の存在を危殆に陥らしめたり。
3 然れども帝国は尚忍び難きを忍
び、事態を平和的に解決せんことを
期し、米に提議し折衝八ヶ月に及べ
るも、米は一も交譲の精神を示さ
ず、極東に対する無用の干渉を意図
して我死活の国利を拘束せんとせり。
帝国にして米の主張を容認せんか、
帝国の自存自衛は之を全うする由な
く、大東亜の安定亦得て望むべから
ず。斯くては支那事変完遂の為四年
有余に亘り傾倒せる凡有努力は水泡
に帰するものにして、帝国は存立と
威信とに懸けて忍び得ざる所なり。
4 (前略)今や帝国の存立危殆に瀕
せんとし大東亜の前途亦急を告ぐ。
事茲に至り帝国は干戈を執り一切の
障礙を破碎し大東亜積年の禍根を断
つ外なきに至れり。

昭和16年(1941年)12月10日、
大本営政府連絡会議は、「今次ノ対米
英戦争及今後ノ推移ニ伴ヒ生起スルコ
トアルベキ戦争ハ、支那事変ヲ含メ大
東亜戦争ト呼称スル」と決定した。
「支那事変ヲ含メ」ということは、
誤解しやすい表現であるが、対支作戦
は大東亜戦争の一戦面として残るが、
支那事変という呼称はこの時点から解

消することを意味している。そして、
「今後情勢ノ推移ニ伴ヒ生起スルコト
アルベキ戦争」とは、差し当たり予定
の対蘭戦争を指し、万一に余儀なくさ
れるかも知れない対ソ戦争をも予見し
ていたのである。そして、大東亜戦争
という名称は、昭和17年2月17日決定
の法律第九号に掲記され、国家の主権
行為としての正式名称として国民に親
炙されたのであった。

その名称決定のとき太平洋戦争とい
う案もあったのであるが、それでは海
軍一方に偏するとして、マーシャル群
島以西の西太平洋並びに日滿支及び南
方の大陸、すなわち大東亜の地域にお
いて闘われる戦争という意味で、大東
亜戦争と名付けられたのである。昭和
17年(1942年)2月28日大本営政
府連絡会議は、大東亜の地域を「日滿
支及び東経九〇度より東経一八〇度ま
での間における南緯一〇度以北の南方
諸地域」と規定しているのである。

元来日本は、歴史上、戦争目的と戦
争の名称とを全く別個に取り扱ってい
る。すなわち明治二十七年、八年戦役、
明治三十七、八年戦役、昭和六年ない
し九年事変(満洲事変)、支那事変、
大東亜戦争と呼んで、戦争の名称と戦
争目的とをいまだかつて絡ませたこと
はなかったのである。

宣戦詔勅の眼目たる「帝国積年ノ努
力ハ悉ク水泡ニ帰シ帝国ノ存立亦正ニ
危殆ニ瀕セリ事既ニ此ニ至ル帝国ハ今
ヤ自存自衛ノ為蹶然起ツテ一切ノ障礙
ヲ破摧スルノ外ナキナリ」はかくして
生まれたのである。「開戦名目骨子案」
または宣戦詔書のいずれも大東亜新秩
序建設などに毫も言及しておらないの
である。
なお、宣戦詔書の末尾の原案は「以

テ皇道ノ大義ヲ中外ニ宣揚センコトヲ期ス」となっていたのであるが、木戸内大臣の「全く陛下の御思召に反す。帝国の安全確保を目標にするものでなければ陛下の御思召に到底そわな」という意見で、「以テ帝国ノ光榮ヲ保全センコトヲ期ス」に修正されたのである。

しかるに、9月6日午前会議決定の国策では、「帝国ハ自存自衛ヲ全ウスル為対米英蘭戦争ヲ辞セザル決意ノ下」となっていたのに、11月5日御前会議決定の国策では、「帝国ハ現下ノ

危局ヲ打開シテ自存自衛ヲ全ウス大東亜ノ新秩序ヲ建設スル為対米英蘭戦争ヲ決意シ」と定められ、戦争目的として大東亜新秩序建設が付加されたのであった。この11月5日の御前会議決定

案文は、11月1日の連絡会議の席上事務当局の関与なしで、即席で採択されたものであり、新秩序建設が付加された理由は明らかでない。恐らくは一度開戦となれば戦争遂行上新秩序建設にまで突き進むであろうし、自存自衛と新秩序建設は所詮表裏一体であると考

経緯によるものか、大東亜戦争という名称が閣議で決定された12月12日、情報局は「大東亜戦争と称するのは、大東亜新秩序建設を目的とする戦争なることを意味するものにして、戦争地域を大東亜のみに限定するの意にあらざ」と発表したが、筆者としては情報局は何を血迷ったかという外はないのである。

恐らくは情報局事務当局の即断又は誤解等事務手続上の過失によるものであろう。それは寔に高価なものであった。

【注記】

当時のGHQの動きについて、江藤淳著『閉ざされた言語空間・占領軍の検閲と戦後日本』(文藝春秋)では次のように述べられている。

「(前略) 戦争の真相を叙述した『太平洋戦争史』(約一万五千語)と題する連載企画は、C I & E (民間情報教育局) が準備し、G-3 (参謀第三部) の戦史官の校閲を経たのである。この企画の第一回は一九四五年十二月八日に掲載され、以後ほとんどあらゆる日本の日刊紙に連載された。(中略) この宣伝文書は、まず、「太平洋戦争」という呼称を日本語の言語空間に導入したという意味で、歴史的な役割を果たしている。新しい呼称の導入は、当然それまでの呼称の禁止を伴い、正確に一週間後の昭和二十年(一九四五)

十二月十五日、「大東亜戦争」という呼称は、次の指令によって禁止を命ぜられた。(中略) つまり、昭和二十年暮の、八日から十五日に至る僅か一週間のあいだに、日本人が戦った戦争、「大東亜戦争」はその存在と意義を抹殺され、その欠落の跡に米国人の戦った戦争、「太平洋戦争」が嵌め込まれた。これはもとより、単なる用語の入れ替えにとどまらない。戦争の呼称が入れ替えられるのと同時に、その戦争に託されていた一切の意味と価値観もまた、その俣入れ替えられずにはい

いからである。(以下略)」

また、吉本貞昭著『世界が語る大東亜戦争と東京裁判』(ハート出版)では、次のように述べられている。

「(前略) アメリカは終戦後の昭和二十年十一月三日に、日本が再び連合国の脅威とならないよう、連合国軍最高司令官ダグラス・マッカーサー元帥に対して、日本人洗脳計画を命じた。その計画とは、日本人に「侵略戦争」をやったという贖罪意識を植え付ける「戦争犯罪情報計画」(ウォー・ギルト・インフォームーション・プログラム)と呼ばれるもので、報道と教育を通じてアメリカに都合の良い歴史観を日本人に植え付けることを目的としたものであった。

その最初のプロジェクトは、昭和二十年十二月八日から全国の新聞に十回にわたって連載された「太平洋戦争史」であった。この連載記事は、満洲事変から終戦に至るまでの日本の「侵略戦争」を強調したもので、翌日からNHKのラジオを通じて「太平洋戦争史」をドラマ化した「真相はこうだ」の放送を開始した。(以下略)」

硫黄島戦没者遺骨帰還平成24年度第4回特別派遣に参加して(1)

姫路偕行会 曾田孝一郎

平成25年2月5日(13日)、厚生労働省の特別派遣団(48名)の一員として参加し、貴重な体験をいたしましたので、その一端を紹介します。

硫黄島は「絶対国防圏の喪失により絶対死守」と「日本空襲のためには絶対奪取しなければならぬ島」、この二つの「絶対」から日米両軍が死闘を交えた島です。ご承知のとおり、制海権と制空権を喪失した孤立無援の日本軍が取った戦術は、徹底した洞窟陣地の構築によるゲリラ戦です。これに対して米軍は、物量と重火器の大量投入による力攻に徹しました。そして戦闘終了後68年の歳月が流れ、当時両親や

妻子・友人・恋人等が待ったであろう故郷に、私達は19柱の御遺骨を捜索してやっと懐かしい本土に帰還していたことができました。

因みに、平成24年度の収容御遺骨は二三七柱、総計一〇、三三五柱の英霊が帰還されました。

搜索収容作業について

割り当てられた未搜索の洞窟陣地（壕）前で英霊の方々に敬意の拝礼を行った後、団体指導者の指示に基づきスコップで積もった表土を取り除き、

遺品や武器弾薬が逐次露出する辺りから慎重に小型スコップで壕底まで掘り、掘り出した土は、全て篩で骨片が混ざっていないかを点検します。御遺骨が発見されると、竹ベラや移植コテ

で慎重に掘削します。何分遺骨はかなり風化しており、しかも激しい戦闘で散乱しているものもあり、一柱の収容に1時間以上掛かります。壕の中には、火山島の地熱で蒸し風呂状態であり、埃が充満し、作業は30分が限界です。休止は必ず外に出て行いますが、新鮮な空気の有り難さが身にしみず。壕内

で何日も堪え忍んでいた日本軍兵士の精神力には頭が下がり、涙が浮かんできました。

洞窟陣地（壕）について

島の地形は全般に平坦で大きな起伏

はありませんが、火山島らしく小さな谷や地隙、崖が存在し、至る所で水蒸気が湧き出しています。亜熱帯らしい植生で樹丈の低い密林が諸所に見られます。そのような状況下、人力でこんなにも、地熱が50度近い環境で実施されたことに驚かされます。この島を死守する気構えが肌で感じられ、米軍に多大の損害を与え得た要因が納得できます。

御遺骨の発掘状態について

御遺骨は、大きく分けて二通りあることが判りました。一つは、戦闘姿勢のまま斃れた兵士の御遺骨で、場所からみて、壕の入口を守っていた兵士とみられます。以下推測ですが、射撃姿勢（伏せ撃ち）のまま鉄帽と遺骨が現れると、右肩辺りから錆び付いた小銃

や実弾・手榴弾・銃剣が一緒に出土してきます。また、米軍の手榴弾で上半身が吹き飛ばされたと思われる御遺骨の付近からも小銃等の武器が出土しました。他の一つは、壕の奥で負傷又は衰弱で動けなくなった将兵が、戦友に迷惑を掛けないようひっそりと亡くなり、あるいは自爆したと見られる状態で発掘しました。

遺品の埋め戻しについて

御遺骨と一緒に鉄帽・小銃・銃剣と共に必ず防毒マスク（米軍の毒ガス弾の他、地熱で発生する火山ガス対策）が見付かりました。中でも小銃弾は2千発以上、手榴弾は2百発以上も回収しました。「何故使用できなかったのか」という疑問に対しては、1発撃てば位置が暴露して百発のお返しがあったということのようです。そのほか水筒・飯盒・医薬品・毛布、壕を掘ったスコップと鶴嘴の金属部分等が沢山出土しました。御遺骨と弾薬以外は回収

不要とのことで、埋め戻されましたが、この処置には違和感を覚えました。遺品にも魂が籠もっていると思います。

帰還に当たって

平成24年度に収容した未帰還の遺骨箱を参加者全員が奉持して硫黄島から政府派遣の特別便（空自自機）で帰還しました。搭乗時は、硫黄島勤務の礼装をした海空自衛官3百名の捧げ銃の榮譽礼で見送りを受け、また、埼玉県入間基地到着時は、儀仗隊による捧げ銃を受け、正門まで約2kmにわたり、礼装をした空自隊員3千名が堵列して英霊の帰還に感謝の敬礼を捧げていただいた。さて、帰還された英霊の目に現在の日本はどのように映っているのか、伺いたいものです。

遺骨引渡式

千鳥ヶ淵戦没者墓苑において、厚生労働大臣政務官ほか数名の国会議員や大勢の遺族関係者参列の下、空自音楽隊による「国の鎮め・慰霊の曲」の演奏の中、奉持していた御遺骨を厚生労働省職員の方々に引き渡す時、受け取る職員の姿勢に「お帰りのさい」の気持ちで籠もっているように感じました。と同時に、奉持していた遺骨箱から「ありがとう」の声が聞こえたような錯覚に思わず目頭が潤んでしまい、緊張が全身を走りました。後で事業に同行した若い女性が感涙を流される姿が散見されると聞きました。御遺骨は、音楽隊が「ふるさと」を演奏する中、多くの戦没者が眠る安置所に移され、やっと永遠の眠りに就かれました。参加者一同は靖國神社に参拝し、「御遺骨の帰還」を報告し、「未帰還の多くの英霊が発見できますよう」祈り、清々しい気持ちで帰路に就きました。

硫黄島戦没者遺骨帰還平成24年度第4回特別派遣に参加して(2)

公益財団法人水交会

大阪府 吉野美由紀

震災じりの雨、その中を、硫黄島へ

向けてC-130は航空自衛隊入間基地を飛び立った。平成25年2月6日のことである。

そして、翌週2月13日、本年度収容された御遺骨二三七柱は、海上自衛隊硫黄島基地を荣誉礼で送られ、航空自衛隊入間基地で荣誉礼によって迎えられた。68年の歳月を経て、英霊は本土への帰還を果たした。

さて、御遺骨帰還は、硫黄島が日本に返還される前の昭和27年から実施されている。平成23年度より約16日間、10数名の通常派遣団に加え、特命チームの発足により、約10日間の60名弱の特別派遣が実施されるに至った。

では、今回、私達が派遣された第4回特別派遣での、硫黄島の生活や作業のことを少し述べたい。硫黄島での生活は、海上自衛隊内での生活であり、規則正しい生活であった。食事は、海上自衛隊の食事で、金曜日は当然、カレーライス。しかし、ある日のお昼のメニュー「カレーうどんとご飯」には面食らった。気候は穏やかで、雨が少なく、気温は10度前後。大変過ごしやすかった。節水を心掛けるようには言われていたものの、シャワーなどの制限は受けることはなかった。生活リズムは、大変に穏やかなものであった。クジラが潮を吹き、穏やかな南海岸を

宿舎から眺めていることが多かった。この海を真っ黒に埋め尽くす米軍艦隊が押し寄せたという歴史を受け止めるには、余りにも静かだった。しかし、この島の地下には多くの壕が張り巡らされ、そこには本土への帰還を待つ御遺骨がおられる。

作業前、壕前で必ず拝礼を行う。今回私達が作業をした壕は「二一六R」というポイントの壕であった。このポイントは、米軍の攻撃ポイントを基に作成した番号である。既に、御遺骨があることは、事前調査で確認されていた。まずは、御遺骨の収容と、壕を掘り進めて、隣の壕口とを貫通させるという作業があった。作業は全て、手作業。丁寧に掘り進める。土砂を捨てる際にも、ゆっくりと流し、確認していった。更に、ザルで篩いに掛け、御遺骨を探す。厚生労働省担当者曰く「御遺骨の声が聞こえる。私はここのよって」と。御遺骨の囁きにしばし耳を澄ませる。御遺骨と共に手榴弾、薬、銃と銃剣なども発見される。この壕には、衛生兵がいたのだろうか、注射器のアンブルやメス、包帯等が入った携帯用医療道具箱も見付かった。今回収容した御遺骨の二柱、治療のため右腕が切断されていた。一升瓶、お茶碗の破片も出てくる。一斗缶の中に丁

寧に畳んで収納された衣服も見付かった。身元が判明できるものは、御遺族の元に返すべく、本土で調査するそう。不発弾は後日、朝霞駐屯地の陸自隊員が処理する。壕から出てきた一升瓶、お茶碗、銃、アンブル、医療セット、毛布などは残土と共に埋め戻すそう。

御遺骨のある所は、土の色が違う。御遺族の方々は「土の色が違うよ」と慎重に掘り進め、御遺骨を取り上げる。刷毛で土砂を払い、部位ごとにまとめ、検体できる部位があれば採取する。そして、白い布の袋に足から納めていく。作業の最後に、御遺骨に拝礼を行う。

作業には、毎日、在島基地勤務の自衛隊員の方々の支援も受けることができた。硫黄島での勤務中、気掛かりだった遺骨収容に、基地を離れる前に参加することができてよかったとおっしゃった方、摺鉢山へのランニングの際は、必ず出身地鹿児島県の部隊がいた壕に拝礼する若い隊員、色々な想いを持った方々の協力を受けた。

今回、在島隊員からの情報で、摺鉢山の麓に御遺骨らしいものがあるとのこと。急遽、選抜メンバーが収容に向かった。結果は山羊の骨だった。また、既に収容の終わった壕からも御遺骨が見付かり、作業を行った。一柱でも多く本土へという御遺族を思う厚生

労働省の担当者の機動性の高さと熱意に心打たれた。

しかし、高齢の御遺族や慣れない肉体労働をする小規模なボランティアで、活動に限界を感じたのも事実。御遺骨が、土に還る寸前であることを目の当たりにした。機動力や日数などの必要性を感じ、早急な収容を考えて行かなければならない、と痛感した。

昨年5月に、所属する公益財団法人水交会の機関誌に、特別派遣団員募集の記事を読み、小学生の頃、硫黄島遺骨収集のドキュメンタリーを見た時の気持ちや、父の本棚にある硫黄島に関する本の背表紙を見て過ごした時のことを思い出した。亡くなった父も戦没者の遺骨が、未だに帰還できていない状況を大変気に掛けていた。

「私が行かんとあかんねん」、「なんか呼ばれているような気がする」という勝手な思い込みを聞き届けてくださった事務局の方々に、心から感謝申し上げます。有り難うございました。

最後になりましたが、今日の日本の繁栄の礎となった英霊が、千鳥ヶ淵墓苑で、安らかに眠られんことをお祈りいたします。

事務局からの報告等

評議員11名中11名並びに柚木文夫理事長及び岩田司朗常務理事(事務局長)が出席した。

一 理事会、評議員会の開催

3月7日(木)、平成24年度第2回通常理事会が、当協議会会議室において、また、3月15日(金)、同臨時評議員会が、靖国会館において開催された。

両会議においては、事務局からの提出議題について、熱心な討議が行われ、いずれも事務局案が、原案どおり承認された。

1 理事会

① 議案

ア 平成25年度事業計画及び同収支予算書

イ 「会員に関する規程」の改正

ウ 平成24年度臨時評議員会の開催

エ 相談役等人事異動

オ 平成24年度下半期業務執行状況

② 出席者

理事10名中9名及び監事1名が出席した。

2 評議員会

① 議案

ア 評議員の選任

イ その他理事会に同じ

② 出席者

二 慰霊祭等への参加状況

1 平成25年2月14日、千鳥ヶ淵戦没者墓苑において、硫黄島戦没者遺骨帰還団の遺骨引渡式が執り行われ、当協議会から柚木文夫理事長が参列した。

2 平成25年2月22日、財団法人青葉園において、NPO法人国民保護協力が主催による山下奉文大将閣下慰霊祭が執り行われ、当協議会から岩田司朗常務理事が参列した。

3 平成25年3月9日、靖國神社において、JYMA主催による戦没者慰霊祭が執り行われ、当協議会から岩田司朗常務理事が参列した。

新入会員

(敬称略)

(平成24年11月29日)

平成25年2月28日)

【賛助会員】(あいいうえお順)

大久保 浩 久留嶋 昭彦
小森 重信 土井 義尚
光田 隆至 山本 麻雄

会費納入のお願い

平成25年度の年会費納入にご協力をお願い申し上げます。

なお、本会報同封の払込取扱票は、賛助会員年会費納入並びに平成25年度合同慰霊祭参加申込み及び参加費納入を兼ねておりますので、ご確認の上、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご寄稿のお願い

当協議会は、会報『慰霊』を、年4回(原則として1月、4月、7月、10月)発行しております。

各団体及び会員の皆様の積極的なご寄稿をお願い申し上げます。

なお、原稿はなるべく縦書き、17字詰めでお願いたします。また、関連する写真等もできるだけ添付してください。送付先は当協議会事務局宛とさせていただきます。記事の取捨選択、紙面の都合等による一部割愛、修文等については、当協議会事務局にお任せ願います。原稿等は原則としてお返ししません

が、必要な場合はその旨お書き添えください。

当協議会会員ご入会のご案内

当協議会は、心ある皆様の浄財によって運営されています。

戦没者慰霊事業の永続を希う多くの皆様の、当協議会会員ご加入を心からお待ち申し上げます。

皆様のご協力をお願いいたします。

会員の区分と年会費は次のとおりです。

一 賛助会員

(本会の趣旨に賛同する個人)

年会費 三〇〇〇円

二 賛助特別会員

(特別御芳志の賛助会員)

年会費 五〇〇〇円

三 正会員

(本会の趣旨に賛同する慰霊目的の法人・団体)

年会費 一〇〇〇〇円

四 特別会員

(本会の趣旨に賛同する法人・団体)

年会費 一口一〇〇〇〇円
(二口以上)

協議会参加各団体の平成25年度慰霊行事予定 (情報入手分のみ)

(各団体が主催する慰霊行事を主とし、協賛行事は割愛しています。)

(年月日) (時間) (慰霊行事名) (場所)

(公財) 大東亜戦争全戦没者慰霊団体協議会 平成25年度大東亜戦争 靖国神社

25・7・6 式典12時 直会13時30分 全戦没者合同慰霊祭 靖国会館

(公財) 海原会 第46回予科練戦没者 陸自武器学校内・雄翔園二人像前

25・5・26 10時 慰霊祭 エラプカ東京都人会 偕行社

エラプカ東京都人会 第29回靖国神社の桜の花の 靖国神社大村

25・11 英霊にこたえる会 第29回靖国神社の桜の花の 靖国神社大村

25・4・6 14時45分 16時 下で「同期の桜」を歌う会 益次郎像前

25・8・15 9時 10時 第38回全国戦没者慰霊大祭 靖国神社

25・8・15 10時30分 12時15分 第27回戦没者追悼中央国民 靖国神社境内

集会(共催・日本会議) 靖国神社境内

神奈川県戦没者慰霊観桜会 神奈川県戦没者慰霊堂

25・4 神奈川県戦没者慰霊堂 献灯(神奈川県主催) 神奈川県戦没者慰霊堂

25・7 神奈川県戦没者追悼式 (神奈川県遺族会主催) 神奈川県戦没者慰霊堂

25・8 神奈川県戦没者追悼式 神奈川県戦没者慰霊堂

旧戦友連 第29回靖国神社の桜の花の 靖国神社大村

25・4・6 14時45分 16時 下で「同期の桜」を歌う会 益次郎像前

通年(日曜日、祭日) 10時 15時 靖国神社参集殿前

近畿偕行会 昭和殉難法務死者追悼・ 高野山奥の院

25・4・29 11時30分 12時30分 年次法要(共催) パール博士顕彰碑建立16周年記念行事 京都霊山護国神社

25・9・14 14時 17時 第5回特攻勇士慰霊顕彰祭 大阪護国神社

25・10・27 11時 12時 特定非営利活動法人国民保護協力会 山下奉文大将慰霊祭 青葉園

26・2・23 山下奉文大将慰霊祭 青葉園

(年月日) (時間) (慰霊行事名) (場所)

特定非営利活動法人JYMA 全国ソロモン会 JYMA慰霊祭・活動報告会 靖国神社

26・3 25・8・14 11時 15時 大東亜戦争戦没者並犠牲者追悼 浅草壽仙院

ソロモン群島方面戦没者慰霊祭 靖国神社

25・10・27 11時 15時 供養法要 第16回ソ聯抑留犠牲者鎮魂慰霊祭 千鳥ヶ淵戦没者墓苑

25・11・4 12時 ソ聯強制抑留戦友会・東京ヤゴタ会 久留米市戦没者慰霊祭 久留米市忠霊塔

25・8・15 10時30分 12時 第20回戦没者慰霊平和 祈念祭 久留米市忠霊塔

26・2・22 11時 12時 爆弾三勇士慰霊祭 山川招魂社境内

(公財) 千鳥ヶ淵戦没者墓苑奉仕会 千鳥ヶ淵戦没者墓苑 千鳥ヶ淵戦没者墓苑

25・10・18 13時 14時30分 25年度秋季慰霊祭 千鳥ヶ淵戦没者墓苑

25・4・5 東部ニューギニア戦友遺族会 靖国神社神楽舞奉納 千鳥ヶ淵戦没者墓苑

25・9・23 14時 16時30分 (公財) 特攻隊戦没者慰霊顕彰会 世田谷山観音寺

25・9・23 14時 16時30分 第62回特攻平和観音年次法要 靖国神社

25・8・14 11時 14時30分 第35回特攻隊戦没者合同慰霊祭 同顕彰碑

25・8・14 11時 14時30分 田中静彦陸軍大将顕彰碑参拜 同顕彰碑

25・8・14 11時 14時30分 都城市特別攻撃隊戦没者慰霊祭 都城市都鳥公園

25・4・6 10時 11時30分 宮崎市特別攻撃隊戦没者慰霊祭 宮崎市特別攻撃隊慰霊碑

25・4・7 10時 11時30分 宮崎県偕行会慰霊祭 宮崎県護国神社

25・8・15 9時30分 11時 戦没者追悼慰霊祭 宮崎県護国神社

25・11・23 10時 11時30分 川南護国神社慰霊祭 川南護国神社

25・11 山口県偕行会 山口県陸軍墓地慰霊祭 山口県陸軍墓地